

田中松太郎

プロフィール ■ 1972年 滋賀県甲賀市生まれ ■ 甲賀市甲賀町 在住 ■ 県民生活・土木交通常任委員会、文化・スポーツ対策特別委員会 副委員長



「チームしが」は四年前の三月、知事誕生に向けつづられ、その知事の任期も満了が近づいてまいりました。あっといふ間の四年間であり、また私も県議として三平成三〇年度も引き続き、三月月知事とともに県政発展のために取り組むたいと思っております。

田中松太郎 事務所 甲賀市水口町北脇436-1 TEL.0748-63-5340/FAX.0748-63-5341

田中松太郎 検索

2月定例会議 一般質問

起業・創業支援、事業承継支援について

自身の経験として議員になる以前に起業・創業と事業承継を行っており、起業・創業の苦労と事業承継の難しさの両方を知る数少ない者だと思っております。中小企業庁長官の平成30年の年頭所感によると、今後10年間で70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、約半数の127万人(日本企業全体の1/3)が後継者未定であり、このままでは2025年頃までに累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があります。今後は、廃業率の増加に伴い滋賀県経済にも大きな影響が出てくると予想されます。

また、わが国の開業率は全国的に見ても4.6%と低く、地方に行くほど開業率が廃業率を下回る状況にあり、滋賀県も例外ではありません。起業・創業は経済環境の変化に適応し、産業の新陳代謝を促すとされ、地域経済を支える新たな芽となる起業・創業希望者を増やす取り組みは極めて重要な課題です。以上を踏まえながら、商工観光労働部長にお伺いします。

Q 2月9日に中小企業庁の「創業機運醸成賞」を受賞した今回の表彰で県を対象とした産業支援機関では唯一「ビジネスカフェあきんどひろば」の取り組みが成果として挙げられています。

商工観光労働部長 「ビジネスカフェあきんどひろば」は滋賀県産産支援プラザが運営。起業に必要な知識・能力を高めるためのセミナー等を開催するだけでなく、セミナー終了後は参加者同士の交流も図っています。平成29年度は41回開催、延べ1,000名以上の参加がありました。そのうち116名が「SOHOビジネスオフィス」や「コラボしが21インキュベーション」に入居するなど、創業支援の次の段階につながっています。

Q 老若男女問わず起業・創業にチャレンジすることは重要。マザーズジョイントセッションやシニアジョイントセッションとの連携をさらに充実させていく計画はありますか。

商工観光労働部長 両セッションでは、起業・創業に必要な事業計画書作成や各種助成・融資などに関する専門家のアドバイスが受けられます。昨年度は両セッション合わせて69件の起業・創業に関する相談があり、今年度も4件の起業等に繋がっています。

Q 2月10日に開催されたしが「ニュービジネスプランコンテスト2017」の状況と、高校生や大学生などへのアプローチの充実について。

商工観光労働部長 「チャレンジ部門(起業希望者対象)」と、「イノベーション部門(起業から3年以内または第二創業予定者対象)」があり、計121件の応募から審査を経て10組がビジネスプランを発表しました。今回は県内の高校生からも約70件の応募があり、うち1名が高校生を代表して発表を行いました。

Q 「しがニュービジネスプランコンテスト」参加者の次につながる仕組みについて。

商工観光労働部長 今年度は、募集期間中に応募者を対象としたセミナーを3回開催、プレゼン審査合格者向けに個別メンタリングを実施し、プランのブラッシュアップを図っています。さらに、決勝大会での受賞者を対象として、県内の創業支援機関等と連携し、個別の支援チームによるフォローを行う予定です。



Q 経営者の高齢化が進み、後継者の不在による廃業が増加することで、地域経済や雇用に大きな影響を与えることについて県の見解は。

商工観光労働部長 経営者自らが事業承継の必要性を認識

し、早期かつ計画的に取り組むことが重要であり、切れ目のない支援を展開していく必要があると考えています。

Q 事業承継を契機に新たな事業展開を行う場合もあるため、成長にもつながる側面があると考えられるかどうか。

商工観光労働部長 2014年度において、経営者が交代した企業の経常利益率が5.50%と、交代していない企業の3.37%より高いというデータもあることから、計画的な事業承継は成長の観点からも重要であると考えています。

Q 経営実態等に応じて専門家の派遣や起業・創業支援を検討している方とのマッチングについて県の見解は。

商工観光労働部長 専門家の派遣など、事業承継に向けた準備を促していきます。また、来年度後継者人材バンクの設置が予定されている「事業引継ぎ支援センター」とも連携を進めていきたいと考えています。

Q 「事業引継ぎ支援センター」に関する情報の発信と取り組みについて。

商工観光労働部長 平成30年度からは、「事業引継ぎ支援センター」をはじめ、商工会・商工会議所や金融機関などの関係機関・団体とネットワークを構築し、今後5年間を集中取組期間と定め、一体的な支援体制のもと、それぞれの役割を最大限発揮していただきながら、滋賀ならではの事業承継を強力に推進していきます。

第48回衆議院議員総選挙小選挙区滋賀4区の開票における不

甲賀市選挙管理委員会の松山仁委員長は、「平成29年10月22日投票の開票の衆議院議員総選挙において、小選挙区の開

票を行う際、投票数と開票数に差があったことから、白紙投票として処理していたこと、また、開票事務が終わっていたことから、片付けの際に見つかった投票用紙を処分していたことが、平成30年2月1日に通報により判明しました。公職選挙法に抵触するおそれがあるだけでなく、民主主義の根幹に関わることであり、市民、県民、国民の皆様にも深くお詫びを申し上げます。今後、調査が進みましたら、改めてご報告いたします。」と述べられています。

Q 不正発覚後、県選管としてどのような対応をとったのか。

選挙管理委員会委員長 警察当局による捜査のため、具体的な再発防止策の検討は調査終了後になります。各市町選挙管理委員会に対しては、選挙の公正な管理執行と信頼確保に尽くすよう要請しました。

Q 各候補者の正確な得票数は今となつて把握することが不可能だが、甲賀市選管は今回の不正による小選挙区の開票結果への影響はないとしている。しかし、得票数は比例代表選挙の得票数や比例順位、政党交付金の算定の基礎となることから、厳正に集計されなければならないと考えられる。

Q 選挙管理委員会委員長 今回については、選挙の効力に関する訴訟の提起期間である30日を経過しており、得票数は確定しています。開票は、厳正かつ適正に行われるべきものだと考えます。

Q 甲賀市の開票は、前回よりも2時間半以上遅く県内19市町で最も遅い結果となったが、その間、県選管と甲賀市選管との間で、どのようなやりとりがあったのか。

選挙管理委員会委員長 開票速報は、市町選挙管理委員会が決められた時刻ごとにFAXで開票が確定するまで県選挙管理委員会に報告し、集計後に公表しています。所定の時刻にFAXが届かなかった場合は、市選挙管理委員会に対して電話で確認をしていましたが、トラブル等の発生があるとの報告はありませんでした。

Q 開票結果のスピードを求めるあまり、県選管から甲賀市選管に対し、開票を急ぐような催促を行うようなことはなかったのか。

選挙管理委員会委員長 県選挙管理委員会に対して開票そのものを急ぐよう督促したことはありません。

Q 甲賀市の白紙投票の割合が県内平均の2倍以上あり、滋賀選管が集計時点でチェックしていれば今回の不正を未然に防げたのではないかと考えるが、各市町選管からの開票結果の報告に対する滋賀県選挙管理委員会のチェック体制はどうか。

選挙管理委員会委員長 数値の検算など形式的に不合理な点が認められないかを確認しています。得票数や無効投票数は状況によって変動するので、極端な数値等であれば任意に問い合わせることもあり得ますが、開票結果に疑義をさすことは困難だと考えます。

Q 開票事務改革に取り組む高島市は、第48回衆議院議員総選挙の開票事務も、県内の投票総数の近い、あるいはそれ以下の自治体と比較しても1時間から1時間半以上早く終わっている。効率化を計れば結果、正確性にもつながるが、職員の意識改革や迅速かつ正確な開票事務を行うと同時に、再発防止に向け、県選管として各市町選管とともに積極的に開票事務改革の取り組みを進めていくべきでは。

選挙管理委員会委員長 開票事務の効率化を図ることにより、迅速化や正確性の向上など事務の改革につなげ、ミスや不正をなくすることは大変重要であると考え、こういった研究も進めながら、各市町選挙管理委員会とともに、開票事務の適正な執行に努めます。

Q 今回の甲賀市選管のケースを踏まえて、県選挙管理委員会として、今後どのような対応をとっていくのか。

選挙管理委員会委員長 説明会や研修会など再発防止の取り組みを通じて、各市町選挙管理委員会とともに「開票事務の再点検」や「法令遵守の徹底等」を図り、選挙の公正な管理執行と信頼確保に取り組めます。